平成３０年（フ）第８４３号
札幌市中央区南13条西１丁目２番３―405号
債務者　中澤　陽子
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８５４号
札幌市北区太平９条４丁目１番10号
債務者　加藤　秀明
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８５８号
札幌市手稲区曙12条１丁目２番10―110号
債務者　新田　達也
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８６４号
札幌市東区北34条東２丁目１番６号　ハイライフ北34条108号
債務者　小林　　司
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６号
岩手県久慈市中央４丁目10番地
債務者　谷地美奈子（旧姓久慈）
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成３０年（フ）第９号
岩手県九戸郡九戸村大字小倉第２地割55番地２
債務者　山本　美早（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成３０年（フ）第１０号
岩手県九戸郡洋野町種市第29地割12番地
債務者　柳澤　忠勝
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成３０年（フ）第１１号
岩手県九戸郡洋野町大野第62地割54番地２
債務者　**廣**江　　香
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成３０年（フ）第３８号
福島県会津若松市城西町７番31号　市営住宅城西団地１棟13号、前住所福島県会津若松市材木町２丁目８番63号
債務者　平岡　直美（旧姓土屋）
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成３０年（フ）第４０号
福島県会津若松市八角町７番５号　渡部コーポ７号、前住所福島県会津若松市上町７番24号　上町第一ビル406号
債務者　栗城　眞人
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成３０年（フ）第９号
群馬県前橋市敷島町251－６、住民票上の住所群馬県前橋市富士見町米野25番地２
債務者　大友　節寿
1　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１１３号
群馬県伊勢崎市八坂町７番地２
債務者　齋藤　　隆
1　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第２８号
千葉県南房総市千倉町南朝夷1195―１、住民票上の住所千葉県南房総市千倉町南朝夷1048番地１
債務者　錦織　　純
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成３０年（フ）第１９１号
相模原市中央区相模原７丁目８番７号　タウンアート相模原301
債務者　寺田　　貢
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１９７号
相模原市中央区淵野辺本町１丁目14番10号
債務者　本間早由里
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第２０６号
相模原市中央区宮下本町１丁目２番19号　グリーンフラワー106
債務者　関　　知明
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第２０８号
相模原市中央区水郷田名４丁目10番１―305号
債務者　江成　美和
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第３２６号
京都府向日市鶏冠井町秋所29番地の３　エクセル河村305号
債務者　冨永　勝登
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係